

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三朝町は、予防接種関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三朝町長

## 公表日

令和8年1月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握  情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに内閣府・総務省令第五号 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会 番号法第19条8号、別表第二の17,18,19の項、別表第二の第16の2 項 並びに内閣府・総務省令第七号第13条 ■情報提供
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画健康課
②所属長の役職名	企画健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画健康課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	0858-43-3506
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底し、廃棄の際は複数人で確認することとしている。□	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管している。また、USBメモリは、事前に許可されたもののみ使用可能となるよう端末の制御を行っている。□

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IVリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和3年7月26日	I 1. ②	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 健康管理システム	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 健康管理システム	事前	
令和3年7月26日	I 2. ③	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 統合宛名システム	事前	
令和3年7月26日	I 3	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに予防接種法第5条等	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに予防接種法第5条等	事前	
令和3年7月26日	I 4. ②	番号法第19条7号、別表第二の17,18,19の項 並びに予防接種法施行規則第10条等	■情報照会 番号法第19条7号、別表第二の17,18,19の項	事前	
令和3年11月26日	I 1. ②	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 番号法第9条第1項、別表第一 第10項	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 番号法第9条第1項、別表第一 第10項	事後	
令和3年11月26日	I 3	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに予防接種法第5条等	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに内閣府・総務省令第五号 第10条	事後	
令和3年11月26日	I 4. ②	■情報照会 番号法第19条7号、別表第二の17,18,19の項	■情報照会 番号法第19条8号、別表第二の17,18,19の項、 ※左記新型コロナに関する項目は特例臨時接 種から5類への移行に伴い削除	事後	
令和8年1月9日	I 1. ②	■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務		事後	
令和8年1月9日	I 1. ③	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム (VRS)	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和8年1月9日	I 3	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに内閣府・総務省令第五号 第10条 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに内閣府・総務省令第五号 第10条	事後	
令和8年1月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康福祉課、健康福祉課長	企画健康課、企画健康課長	事後	
令和8年1月9日	I 7	健康福祉課	企画健康課	事後	
令和8年1月9日	I 8	0858-43-3520	0858-43-3506	事後	
令和8年1月9日	IIしきい値判断項目 1 対象人数	R3.11.26	R7.12.1	事後	
令和8年1月9日	IV リスク対策 8. 人手を介 在させる作業	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
令和8年1月9日	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加